

## 第13章 水防訓練

### 第1節 水防訓練

指定管理団体は、法第35条の規定により、毎年、水防隊及び消防機関の水防訓練を実施しなければならない。

市が行う水防訓練の方法及び実施時期については、本部長が別に定める。